

費用について

介護保険サービスを利用する際の費用負担について説明します。

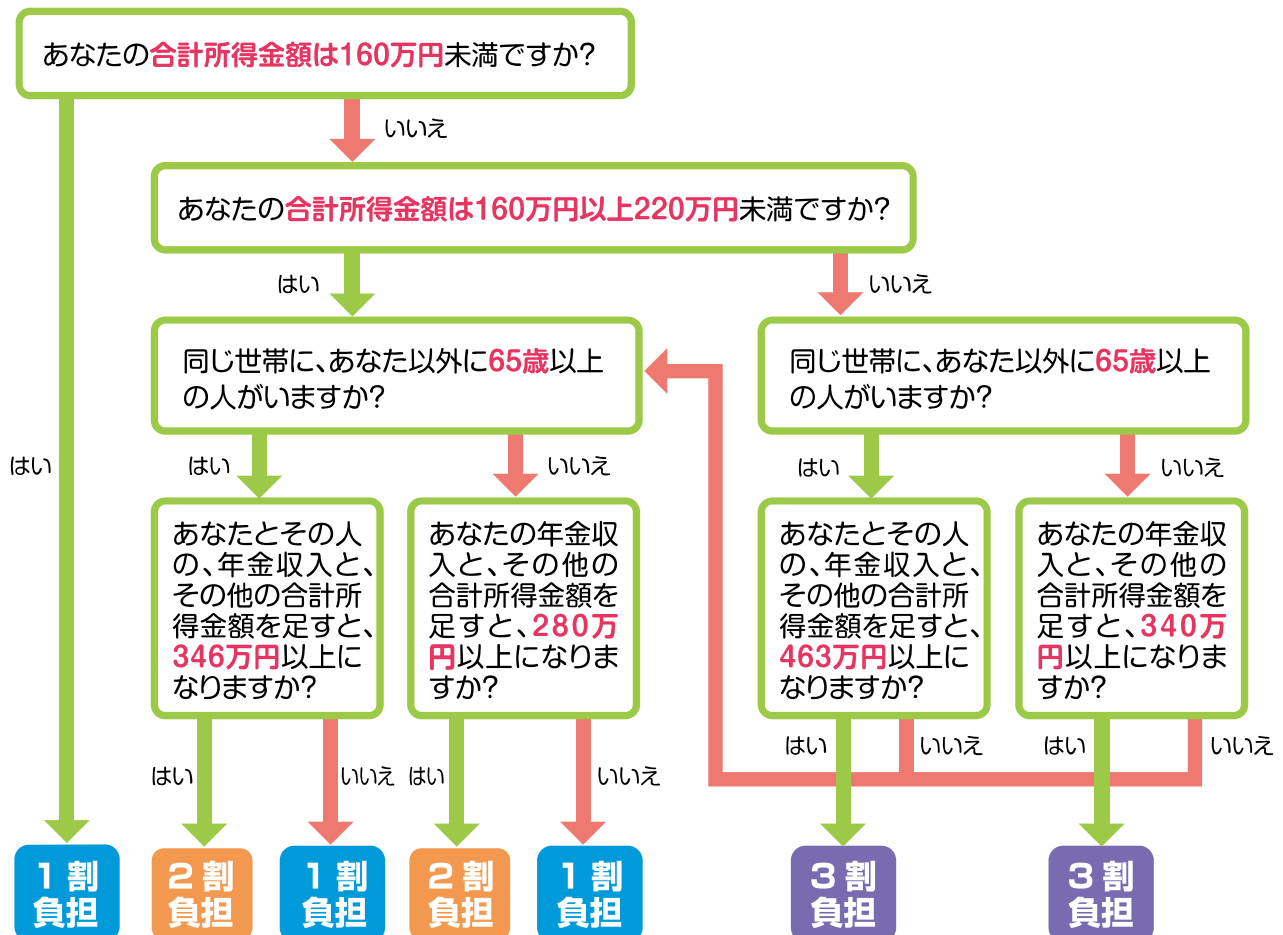
費用負担の基本



● 保険適用 ● ● 実費負担 ●

【一定以上所得者の負担割合】

一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上の人）がサービスを利用したときは、利用者負担額が2割または3割になります。



● **その他の合計所得金額**とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

◎介護保険負担割合証

要介護（要支援）、事業対象者の認定を受けた人全員に、利用者負担の割合が記載された介護保険負担割合証が、毎年7月中旬頃に交付されますので、利用するサービス事業所に提示してください。

在宅サービスを利用する場合

1か月の支給限度額が設けられています。

◎在宅サービスの利用

要介護1～5…介護サービス (P28～参照)、
要支援1～2…介護予防サービス (P28～参照)、介護予防・生活支援サービス (P33参照)
事業対象者…介護予防・生活支援サービス (P33参照)

在宅サービスの利用には、保険対象となるサービスの上限（支給限度額）が要介護状態区分に応じて決められています。支給限度額内でサービスを利用する場合、利用者負担は、所得に応じ1割から3割となります。

◎1か月の支給限度額

要介護状態区分	利用できる単位数	1か月あたりの利用限度額※	
事業対象者	5,032単位	50,320円程度	※①左記金額は、1単位を10円として計算した場合の目安の金額です。 ※②実際の費用は、サービスの種類に応じて「単位数×地域区分単価」によって算定されます。 ※③外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を利用する場合の支給限度額は左記単位数と異なります。
要支援1	5,032単位	50,320円程度	
要支援2	10,531単位	105,310円程度	
要介護1	16,765単位	167,650円程度	
要介護2	19,705単位	197,050円程度	
要介護3	27,048単位	270,480円程度	
要介護4	30,938単位	309,380円程度	
要介護5	36,217単位	362,170円程度	

そのほか、要介護状態区分にかかわらず支給限度額が定められているものがあります。

- 特定福祉用具販売 1年度=10万円 ●住宅改修費 1人=20万円
- 居宅療養管理指導 医師、歯科医師=月2回、薬剤師、管理栄養士=月2回、歯科衛生士など=月4回

支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分については、全額が利用者負担となります。

支給限度額		
自己負担	保険給付	・支給限度額以内 1割自己負担 (9割保険給付) ※2割負担の場合は8割 保険給付 ※3割負担の場合は7割 保険給付 ・支給限度額を超えた分 全額自己負担
自己負担	保険給付	
自己負担	保険給付	

償還払いについて

通常介護保険では、1割から3割の利用料を負担すれば介護サービスを利用できますが、例外として、福祉用具を購入した場合、住宅改修を行った場合については、費用をいったん全額負担し、後日保険給付分が払い戻される償還払いとなります。

※住宅改修については、「受領委任払い」が利用できます。(詳しくはP30参照)

施設サービスを利用する場合

費用の目安を示します。
参考にしてください。

◎施設サービスの利用（要支援1・2の人は利用できません）

要介護1以上であれば施設サービスを利用できます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所は原則として要介護3以上の人が対象となります。

利用者は、介護サービス費用の1割から3割のほか、食費・居住費、日常生活費を負担します。

（施設サービスの費用の目安）

◎介護サービス費用の1割の場合

要介護状態区分	費用の目安（1か月あたり）		
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
要介護1	23,500円	28,500円	26,500円
要介護2	25,500円	30,000円	30,000円
要介護3	28,000円	32,500円	37,000円
要介護4	31,500円	34,500円	41,000円
要介護5	34,000円	35,500円	44,000円

利用者負担の軽減

【高額医療・高額介護合算制度】



介護保険と医療保険の1年間分の自己負担を合算した額が、一定額（自己負担限度額）を超えたときは、その超えた分が高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給されます。

- 8月1日から翌年7月31日までの自己負担額を合算します。
- 同一世帯で、同じ医療保険に加入している人全員の自己負担額を合算します。
- 自己負担限度額は所得区分や加入している医療保険によって異なります。
- 高額介護（介護予防）サービス費、高額療養費として支給された額は、自己負担額から除きます。
- 以下の自己負担額は、合算の対象となりません。
 - 福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担額
 - 施設サービス等での食費・居住費（滞在費）、日常生活費
 - 入院時の食事代や差額ベッド代
 - 支給限度額を超えて利用した介護サービス費の自己負担額

◎基準日〈7月31日〉において

- 富士市の国民健康保険または静岡県後期高齢者医療制度に加入している人
支給対象となる場合、勸奨通知が送られますので、国保年金課へ申請してください。
 - 協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等の医療保険に加入している人
介護保険課で「自己負担額証明書」の交付を受け、加入医療保険窓口へ申請してください。
- ※詳しくは、各医療保険窓口または介護保険課へお問い合わせください。

■ 問い合わせ 介護保険課 ☎55-2766

◎生活福祉資金貸付制度（福祉資金）

介護サービス利用料などの支払いが一時的に困難な方に対して、貸付制度があります。この制度は、担当地区民生委員児童委員にかかわっていただきながら手続きを行います。

■ 問い合わせ 富士市社会福祉協議会
富士市本市場 432-1 / ☎64-4649



【高額介護(介護予防)サービス費】

同じ月に利用したサービスの利用者負担（サービス費用の 1 割から 3 割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

1 か月の利用者負担上限額

利用者負担段階区分	利用者負担上限額	
現役並み所得相当 同一世帯内に以下の課税所得がある 65 歳以上の人がある場合 ① 690 万円以上 ② 380 万円以上 690 万円未満 ③ 145 万円以上 380 万円未満	① 世帯	140,100 円
	② 世帯	93,000 円
	③ 世帯	44,400 円
一般世帯	世帯	44,400 円
・ 市民税世帯非課税 ・ 利用者負担を 24,600 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯	24,600 円
市民税世帯非課税で [課税年金収入額 + その他の合計所得金額] が (注) <u>82万6,500円</u> 以下の人	個人	15,000 円
市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人	15,000 円
① 生活保護の受給者	① 個人	15,000 円
② 利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	② 世帯	15,000 円

費用について

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額（平成 30 年度税制改正による影響を調整した額）から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※高額介護（介護予防）サービス費の対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の 1 割（2 割または 3 割）負担分や食費・居住費（滞在費）、日常生活費は含まれません。

◎該当する人に市から「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を送りますので、必要事項を記入して提出してください。なお、2 回目から申請は不要です。

(注) 令和 8 年 4 月から 7 月サービス利用分までは 80 万 9 千円となります。



【施設(短期入所を含む)を利用した場合の居住費(滞在費)・食費の負担限度額】

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費(滞在費)・食費の一定額を超えた額は介護保険から給付されます。保険給付額は基準費用額から所得に応じた負担限度額を差し引いた額です。

■対象サービス

施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設)及び短期入所サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

■対象者要件

所得要件	<ul style="list-style-type: none"> 本人が属する世帯の全員が市民税非課税であること。 本人の配偶者(夫又は妻)が別世帯である場合、配偶者が市民税非課税であること。
資産要件	<p>預貯金等が一定額以下であること。 ※右図参照</p>

◎預貯金等に含まれるものの具体例(本人と本人の配偶者のもの)

	確認方法
預貯金(普通・定期・積立)	申請日の通帳の写し (口座名義人、金融機関名、支店名の記載があるページ、直近2か月の利用と最新の残高が分かるページの写し)(インターネットバンクの場合、口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価総額が容易に把握できる貴金属	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など ※税金や保険料等の滞納額は負債として取り扱いません

■認定期間

軽減申請をした月の初日から翌年7月31日(申請が1月から7月の場合はその年の7月31日)までです。ただし、対象者要件を満たさなくなった場合、認定期間中に失効することもあります。

■基準費用額及び負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費 ◎ショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
4	基準費用額(負担限度額の適用を受けない場合の水準となる額。実際は施設によって異なります。)		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円) ◆697円	1,545円 ●1,445円
3	② 年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,470円 ●1,370円	1,470円 ●1,370円	1,470円 (980円) ●1,370円 (880円)	◆530円 430円	1,420円 ◎1,360円 ●1,360円 ●◎1,300円
	① 年金収入額+その他の合計所得金額が [※] 82万6,500円から120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円 ◎1,030円 ●650円 ●◎1,000円
2	年金収入額+その他の合計所得金額が [※] 82万6,500円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 ◎600円
1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円

費用について

※●の金額は、令和8年7月までに利用した場合の額を指します。

※括弧内の金額は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護を利用した場合の額を指します。

※◆の金額は、室料を徴収する介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護を利用した場合の額を指します。

※年金収入額は、遺族年金や障害年金などの非課税年金を含みます。

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額（平成30年度税制改正による影響を調整した額）から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※虚偽の申告により不正受給があった場合には、支給額に最大2倍の加算金を加えて返還していただくことがあります。また所得の修正申告等により、利用者負担段階に変更が生じた場合、遡及して給付費の返還をしていただく場合があります。

※配偶者には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。また、DV防止法に規定する配偶者からの暴力をうけた場合や行方不明の場合は要件の対象外とします。



申請書等はこちらからダウンロードできます

★申請の結果、第1段階から第3段階に該当する場合、「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、サービス利用時に事業所へ提示してください。

(注) 令和8年7月までは80万9千円となります。



【社会福祉法人が提供する介護サービス等を利用する場合の利用者負担軽減】

社会福祉法人が提供する介護サービス及び介護予防サービスを低所得の人が利用する場合、1割負担相当額、食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

■対象サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、第一号訪問事業、第一号通所事業

■対象者要件

本人及び世帯員全員が市民税非課税であって、次の①から⑤の要件を全て満たし、収入者世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる人。

①世帯員全員の年間収入の合計が基準以下

※収入には遺族年金や障害年金など税法上非課税であるものを含まず。

また、税法上申告を要しない収入（家族からの仕送りなど）も含まず。

②世帯員全員の預貯金等の額の合計が基準以下

※預貯金等には有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、タンス預金なども含まず。

③世帯員全員が活用できる資産（自宅など日常生活のための資産を除く）を所有していない。

④負担能力のある親族等に扶養を受けていない。

⑤介護保険料を滞納していない。

◎世帯の収入と預貯金等の基準

世帯の人数	年間収入	預貯金等の額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円
4人以上	1人増えるごとに50万円加算	1人増えるごとに100万円加算

■認定期間

軽減申請をした月の初日から翌年7月31日（申請が1月から7月の場合はその年の7月31日）までです。ただし、対象者要件を満たさなくなった場合、認定期間中に失効することもあります。

■軽減割合

①生活保護の受給者・・・個室の居住費（滞在費）が0%に軽減されます。

②高齢福祉年金の受給者・・・1割負担相当額、食費・居住費（滞在費）が50%に軽減されます。

③上記以外の人・・・1割負担相当額、食費・居住費（滞在費）が75%に軽減されます。

◎申請の結果、対象者要件に該当する場合、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を発行しますので、サービス利用時に事業所へ提示してください。



申請書等はこちらからダウンロードできます